

議案第七十四号

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成十一年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項の表に次のように加える。

港区立一の橋公園自転車駐車場	東京都港区東麻布三丁目九番一号	自転車
----------------	-----------------	-----

付 則

（施行期日）

1 この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 港区立一の橋公園自転車駐車場の利用に係るこの条例による改正後の港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(第十九条の規定による区長の承認は、第十五条第二項の表に次のように加える改正規定の施行の日前に
おいても行うことができる。

3 港区立一の橋公園自転車駐車場について、区長は、改正後の条例第十九条の規定による承認を行った日から改正後の条例第三十三条第二項の規定により指定管理者を指定するまでの間、改正後の条例別表第二に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

4 前項の場合にあつては、改正後の条例第二十一条第一項、第五項及び第六項、第二十二条並びに第二十三条の規定を準用する。この場合において、改正後の条例第二十一条第一項中「第三十三条第二項の規定による指定を受けた者(以下この条から第二十三条までにおいて「指定管理者」という。)(とあるのは「区長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)(とあるのは「使用料」と、第二十一条第五項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金を毎月末日までに、一時利用の場合については所定の利用料金を利用を開始するとき」とあるのは「使用料を毎月末日」と、同条第六項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十二条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは

は「使用料」と、第二十三条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「区長」と読み替えるものとする。

(説明)

一の橋公園自転車駐車を設置するため、本案を提出いたします。